

みらい経営応援助成

申請期間：令和8年4月20日（月）～令和9年1月29日（金）

事業承継をする（もしくは既に事業承継をした）ことを契機に、**後継者が新たな取り組みを行うための設備更新・導入**に対する費用等の一部を助成します。

本紙記載の内容は事業の概要です。

申請にあたっては**必ず募集要項をご確認ください。**

（URL）<https://shoukei-shinagawa.jp/finance>



助成金額

製造業：**最大500万円**

その他の業種：**最大250万円**

※いずれの場合も対象経費の1/2以内で助成します。

申請方法

オンライン申請（原則）

専用ホームページ「品川区事業承継支援事業専用サイト（上記URL・QRコード）」内のリンクより品川区電子申請サービスにアクセスし、ご申請ください。

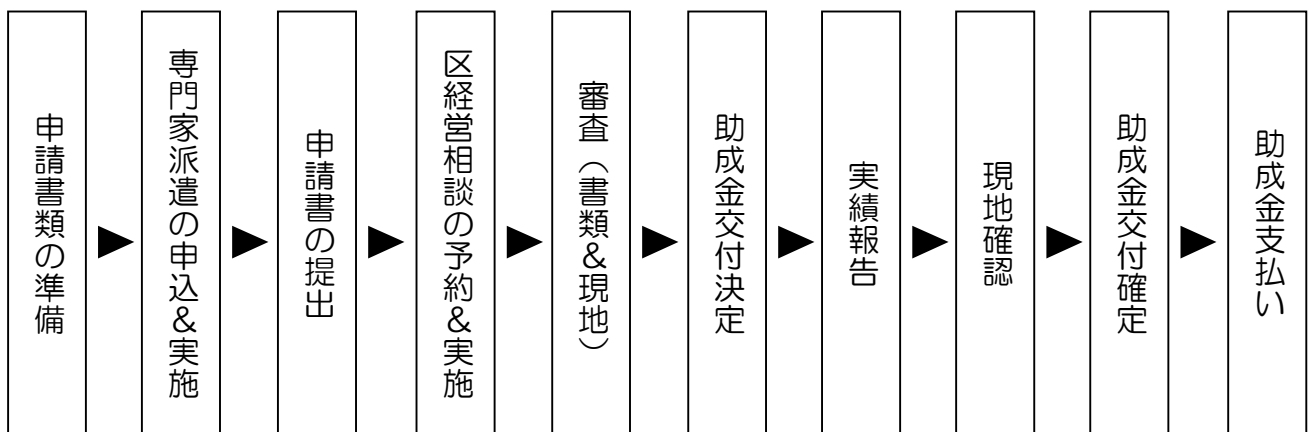
対象者

中小企業基本法に規定する中小事業者で、品川区に本社あるいは主な事業所を有し、かつ、以下の要件をすべて満たしていること。 ※みなし大企業は除く

- (1)品川区で引き続き1年以上事業を営んでいること
- (2)法人都民税・法人事業税を滞納していないこと（個人事業主は個人事業税および住民税）
- (3)品川区に対する使用料等の債務の支払いが滞っていないこと
- (4)事業承継を3年以内に行う見込みを有する方もしくは、事業承継をしてから2年を経過していない方
- (5)正社員含め1人以上雇用している事業者もしくは、助成金提出申請書類にて今後複数名雇用することが見込まれる具体的な計画を有し、その計画が妥当と判断できる事業者。（家族従業員を除く）
- (6)本助成金の申請日より前半年以内に品川区事業承継支援事業の専門家派遣を受けた事業者。
- (7)上記(6)ののち、本助成金申請について、区の商工相談員による経営相談を実施の事業者。

※助成決定された場合、後継者の方には「しながわ後継者塾」へ参加していただきます。

事業スケジュール



※専門家派遣の際には、申請内容の確認を行いますので、申請書を一式そろえてご申請ください。

※交付決定までに大幅な時間を要しますので、早めの申請をお願いします。

【お問い合わせ】品川区 地域産業振興課 中小企業支援担当（経営支援担当）

TEL 03-5498-6340 FAX 03-5498-6338

